

生産効率化プラン作成に当たっての留意事項

認定要件	留意点
① 5 戸以上の農家が参加して作成すること。	5 戸は原則。「原則」とはプラン作成時は5 戸であったが事故等により参加者が減った場合を想定。 ・複数農家が含まれる法人は1 戸としてカウントする。 ・農地中間管理機構による集積後にプランを作成することは可能。 ・集落営農が法人化して地権者が農地の利用権設定を行った場合は、実質的に作業の集約はなされない所以对象外。
② 機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること。	・「担い手」とは生産効率化後に基幹的農作業に従事するものをいう。 ・「担い手」について、人・農地プランと整合性を確保すること。ただし合理的な理由がある場合を除く。
③ 効率化を図る作業について、全て担い手（コントラクター及び機械利用組合を含む）が実施する計画とすること。	・機械作業の集約は、事業実施年度（26 年度）に行うことが基本（BR、公共事業に係る借地契約がある場合を除く）。 ・作業については1 作業でも可。ただし集約する作業に必要な機械のみがリースの対象。 ・非担い手の全員が担い手に機械作業をゆだねる必要。 ・農地の集約に関して面積の制限はない。ただしコスト削減（1 割以上）が可能となることが必要。 ・導入機械の下限面積は特定高性能農業機械導入計画に基づく。 ・導入機械は集約前と集約後に同種のものである必要はない（田植えを受託→面積増に対応するため直播き用のアタッチ導入は可）。 ・機械整理は必須ではない。機械作業の集約が必須。 ・機械の単純更新は不可。面積（作業）の拡大に対応して、既存機械よりも馬力や条数といった能力の向上、台数の増加は補助対象。

④ 生産効率化を図る品目の生産コストについて、地域平均と比較して少なくとも 1 割以上削減する目標を設定すること。	・コスト削減目標は収量ベースで設定。 ・生産コストは一部のみではなく、品目の生産に係る全てのコストで判定。 ・生産コストは公的な統計データがあれば、それを用いる。ない場合はプラン参加の農業者の生産コストの加重平均によりコストを算定。 ・取組後、生産コストの確認は帳簿等の整理により行う。
--	--